

議題（1）規約・規程の改正について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（1）改正理由

本市役職変更及び猪井委員の転勤に伴い、本規約を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料①）

第5条第4項に基づく別表中、「箕面市 子ども未来創造局長」を「箕面市 教育次長兼子ども未来創造局長」に、「大阪大学 大学院 工学研究科 助教」を「富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授」に改める。

（3）新旧対照表

旧		新	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	委 員	区分	委 員
第5条 第1項 第1号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）	第5条 第1項 第1号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）
	箕面市 市政統括監	第1号	箕面市 市政統括監
	箕面市 地域創造部長		箕面市 地域創造部長
	箕面市 健康福祉部長		箕面市 健康福祉部長
	箕面市 <u>子ども未来創造局長</u>		箕面市 <u>教育次長兼子ども未来創造局長</u>
第5条 第1項 第2号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授	第5条 第1項 第2号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
	大阪大学 大学院 <u>工学研究科 助教</u>		富山大学 <u>都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授</u>
	公共交通に見識のある行政経験者		公共交通に見識のある行政経験者
略	略	略	略

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正（案）

（1）改正理由

猪井委員（路線バス網再編検討分科会副会長、オレンジゆずるバス検討分科会長）の転勤等に伴い、本規程を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料②）

第3条に基づく別表中、「大阪大学 大学院 工学研究科 助教」を「富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授」に、「箕面市 地域創造部 交通政策室長」を「箕面市 地域創造部 副部長」に改める。

（3）新旧対照表

旧		新	
別表（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）		別表（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）	
	構 成 員		構 成 員
1	略	1	略
2	大阪大学 大学院 工学研究科 助教	2	富山大学 都市デザイン学部 都市・ 交通デザイン学科 准教授
3～10	略	3～10	略
11	箕面市 地域創造部 交通政策室長	11	箕面市 地域創造部 副部長
略	略	略	略
（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会）		（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会）	
	構 成 員		構 成 員
1	大阪大学 大学院 工学研究科 助教	1	富山大学 都市デザイン学部 都市・ 交通デザイン学科 准教授
2～7	略	2～7	略
8	箕面市 地域創造部 交通政策室長	8	箕面市 地域創造部 副部長
（市民部会） 略		（市民部会） 略	